

徳島県告示第四百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社コトハ	阿波市阿波町下原二七番地一	介護タクシーコトハ	阿波市阿波町下原二七番地一	訪問介護	令和七年九月一日
合同会社ライフサポートりあん	板野郡藍住町矢上字北分六番四	りあん訪問入浴サービス	板野郡藍住町矢上字北分四一―四三	訪問入浴介護	同
一般社団法人心郷	徳島市南昭和町五丁目六八番地二 昭和マンションB―一五	訪問看護ステーション心愛	徳島市南昭和町五丁目六八番地二 昭和マンションB―二五	訪問看護	同